

京都市告示第 4 1 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	松室水0039号	京都市西京区松室河原町 2 1 0 - 3 番地地先 京都市西京区松室中溝町 1 0 3 番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)